

## 確定拠出年金（DC）の出口問題

確定拠出年金（DC）の受給期を迎える人が急増している。DC加入者は、投資教育の受講などを通じて、長期の資産運用に必要な知識を身につける人が多いにもかかわらず、一時金受給後は、預貯金のみにより運用を行う人が多いという現状は、不合理である。

### DC受給者の急増

確定拠出年金（以下、DC）において受給可能となる年齢（60歳）を迎えるDC加入者数が急増しつつある。その数は2014年度には年間11万人であったが、2024年度には年間30万人に達すると見込まれている<sup>1)</sup>。こうした動向に対処するため、受給期におけるDC利用率の著しい低下や受給期以降のDC制度上の運用について十分に理解されていないことなど、受給期の問題に取り組む必要がある。

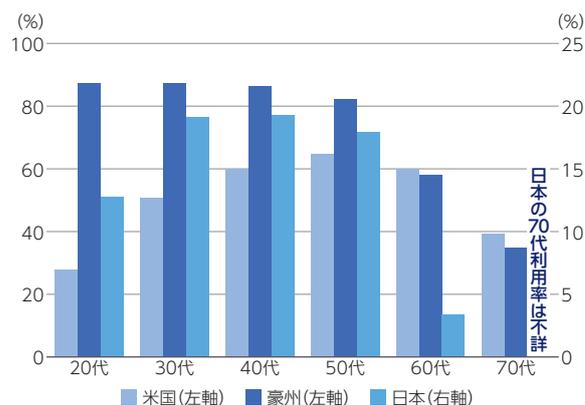
わが国のDCは歴史が浅かったこともあり、これまで、勤労世代の人口に対する加入者の割合が低い点や加入者個人に委ねられた運用が預金や保険に偏り保守的となっており、必ずしも適正な年金資産の形成とは言えない、という課題が議論されてきた。これらは、制度の利用過程における入口や途中に関わる問題であるのに対し、ここで取り上げるのは、年金積み立て後の受給の際の出口の問題である。

### 受給期に利用率が急低下する日本

図表はDC制度の年齢別利用率（その年代の人口に占める利用者数の割合）について、日本と米国及び豪州を比較したものである。図表から2つの傾向が読み取れる。一つは、現役期の利用率が同じスケールの軸では描ききれないほど日本が非常に低いということである（日本は右軸。右軸は、左軸の4倍のスケールで表記している）。

もう一つは、日本は60代の利用率が急激に低下している点である。いずれの国も50代に比べ60代の利用率

図表 各国確定拠出年金の年齢別利用率



(注) 利用率は加入者及び運用指図者の人数の人口に対する割合、日本は企業型DCとiDeCoの合計、米国は401(k)と伝統的IRAの合計（ただし401(k)が加入者のみで受給者は含まない）、豪州はスーパーアニュエーション。豪州の場合のみ、20代の25～34歳の値を、30代に35～44歳の値を、・・・70代に75～84歳の値を記載  
(出所) 日本は確定拠出年金運営管理機関連絡協議会、米国は米国内国歳入庁及びICI、豪州は豪州統計局

は低下しているが、日本は50代の利用率を100とする60代の利用率は20に満たない。米国の場合は90、豪州の場合も70程度であり、日本ほどの低下は認められない。

日本がDCの出口部分で諸外国とこのような違いが生じているのは、年金資産を一時金として受け取ることにしても税制上の優遇を与えているほか、企業年金制度が退職金制度に由来していることなどにより、「年金で受け取るより一時金で取得するもの」との受け止めが浸透しているためといわれている<sup>2)</sup>。

しかし、DC制度は、本来、安定的な資産運用を実践する環境を幅広い世代に提供している制度である。こうした制度を理解せず、受給期にその利用を中断しているという現実がある。厚生労働省が、あるレコードキーパーにヒアリングしたところ、60歳で一時金を受け取る人が約7割も占めているという<sup>3)</sup>。

## NOTE

- 1) DC制度（企業型とiDeCo）の年代別加入者数及び運用指図者数と年齢別人口を元に推計。
- 2) DCについては3種類の方法で老齢給付金を受給できる。それは①年金として受給する方法、②一時金として受給する方法、そして③年金と一時金を併給する方法である。厚生労働省の資料によると、2018年度時点で、これらの方法を選択する人の割合は、企業型DCの場合、①5%、②94%、③1%である。同じ企業年金である確定給付企業年金（DB）の場合は、①24%、②8%、③68%なので、これと比べると企業型DCの場合は、特に一時金の選択割合が高い。
- 3) 第20回 社会保障審議会企業年金・個人年金部会（2022年12月7日）において、企業年金・個人年金課長より次の様な説明があった。「DCの老齢一時金の受給時期は、企業型と個人型を分けたデータではないのですが、一部のリコーダーキーパーから聴取した限りにおいては、60歳で受け取っている方が2021年度の数字で68.5%ということ約7割となっています。」
- 4) 2023年3月中旬に60～64歳の全国の男女を対象に「確定拠出年金出口調査2023」と題するインターネットアンケートを実施。調査の内容や結果は以下に掲載している。<https://www.nri.com/jp/knowledge/report/ist/2023/cc/mediaforum/forum359>
- 5) DC資産に占める投信の割合が半分を超えていた人に限定しても、預貯金のみで運用していた人は50%を占めていた。
- 6) 2022年5月に行われたiDeCoの利用可能年齢を65歳まで引き上げることも、60歳以降も資産をDCに留めたまま資産運用を継続する利用者を増やす対策の一つである。また、政府が検討しているiDeCoの利用可能年齢をさらに70歳まで引き上げることも、同様である。

## 受給後に一気に保守化する資産運用

DCの加入を通じて安定的な資産運用に欠かせない知識を身につける人は多い。しかし、一時金としてDC口座外に引き出してしまうと、資産運用を継続する人は少ない。野村総合研究所が60～64歳の男女を対象に実施したアンケート調査<sup>4)</sup>によると、DC経験者は未経験者と比べて、自身の資産運用において「長期的な目線での投資を意識している」人や「資産クラスごとの配分に注意している」人が多かった。また投資に関する知識水準が高い人が多く、投資の知識に関して自信過剰な人は少なかった。こうした傾向は、DC経験者の中でもDC制度内で提供される投資教育の受講経験の多い人ほど強いことから、投資教育の成果と考えられる。

こうしたDC経験者であれば、資産を一時金として引き出した後も、投資を継続するはずだが、実際には、年金資産が銀行口座に振り込まれると、そのまま大半が預貯金に留まっている。先のアンケートでは、DC資産を投信にも配分し運用していた人でさえ、その6割は一時金として受給した資金を預貯金のみで運用していた<sup>5)</sup>。

投資を中断してしまうのは、現金化された資金を元に再びポートフォリオを組み直す手間がかかること、DC加入中の投資教育でも受給期以降の資産管理方法について触れられるケースがほとんどないことが考えられる。

## 出口問題の解決に必要な検討

出口問題の解決のためには、どのようなことを検討すべきだろうか。一つは、受給期を迎えても資産をDC制

度に留めたまま、資産運用を継続する利用者を増やすことである<sup>6)</sup>。現在DCでは制度上、60歳から75歳までの間に受給の申請を行う。60歳に到達しても、新たに掛金を拠出せず、75歳までの任意の時期まで運用を継続することができるのである。現在、60歳以降も継続雇用などで働き続ける人が大半を占めている。こうした事情を反映させ、DC制度を周知すれば、60歳以降のDC利用者の割合はもっと増えていくだろう。

また、DC制度の中で運用を継続しながら年金として取り崩す人の増加につながるように、年金受給の魅力と利便性の向上を検討すべきである。現在、受給申請時に、年金受取の時期とそれぞれの時期毎の受取金額（あるいは残高に対する受取割合）を決める必要があり、その計画は原則変更できないが、諸外国の例を参考に、より柔軟な年金受給を可能にすることも考えられる。

また、現状のように一時金受給割合が高いままであったとしても、受給した一時金をNISA等の税制優遇制度を利用しながら運用を継続しながら取り崩す人を増やすことも出口問題の解決の一つだ。

DC加入者は、現役期に制度内で提供される投資教育等を通じ、長期に安定した資産運用を行うために必要な知識を身につけている人が多い。受給期以降もライフステージに応じた安定的な資産運用を継続することは、本人及び社会双方にとって意義がある。

## Writer's Profile



**金子 久** Hisashi Kaneko  
金融デジタルビジネスリサーチ部  
チーフリサーチャー  
専門は個人金融マーケット調査  
focus@nri.co.jp